

稲沢市国民健康保険運営協議会(第1回)議事録

- 日 時 令和5年4月24日(月)  
午後1時27分から午後2時10分まで
- 場 所 稲沢市役所 政策審議室
- 出席委員 (14名)  
被保険者を代表する委員  
家田一美、田中寿康、富田芳行、加賀正憲  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
大島宏之、林峰佳、服部哲尚、内藤悦雄  
公益を代表する委員  
近藤治夫、津田敏樹、岡野次男、吉川隆之、朽本敏子  
被用者保険等を代表する委員  
荒居昭治
- 欠席委員 (2名)  
被保険者を代表する委員  
大津幸博  
  
保険医又は薬剤師を代表する委員  
城義政
- 理事者 (1名)  
稲沢市長 加藤錠司郎
- 事務局 (5名)  
市民福祉部長 小野達哉  
国保年金課長 佐波正巳  
国保年金課主幹 長崎義貴  
国保年金課主査 田村正樹  
国保年金課主任 岡田遥香

開 会 (午後1時27分)

事務局 本日は大変御多用の中、御参集賜り厚く御礼申し上げます。  
定刻より少し前ですが、みなさんおそろいになりましたので、ただいまから令和5年度第1回稲沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。  
それでは市長から御挨拶を申し上げます。

市 長 (市長挨拶)

事務局 ありがとうございます。続きまして、4月の人事異動で事務局の職員も異動しておりますので、改めて事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局 自己紹介)

事務局 事務局の自己紹介は以上となります。それでは、協議会規則第3条の規定により、会長が議長となりますので、会議の進行につきましては、会長さんをお願いいたします。

議 長 みなさん、こんにちは。それでは会議に入ります。  
ただいまの出席委員数は14人。委員定数16人のうち  
被保険者代表の委員4人  
保険医又は薬剤師を代表する委員4人  
公益を代表する委員5人  
被用者保険等を代表する委員1人であり  
協議会規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので会議の成立を認めます。  
次に、議事録署名者の指名に入ります。  
協議会規則第9条により、署名者2人を指名させていただきます。  
被保険者を代表して 家田 委員さん  
保険医又は薬剤師を代表して 大島 委員さん  
よろしく願いいたします。

議 長 それでは、協議事項であります「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について」市長さんから諮問を受けたいと思います。

市 長 （諮問書を朗読し、議長に手渡す。）

事務局 なお市長は、他の公務のため、退席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市 長 （市長退席）

議 長 それでは、協議事項「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について」事務局の説明を求めます。

事務局 （説 明）

議 長 事務局の説明が終わりました。  
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。  
それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 お諮りいたします。「稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について」賛成の委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。全会一致でありますので、改正することに決しました。

それでは、ただいま決議されました、稲沢市国民健康保険税課税限度額の改正について、市長に答申することといたします。

準備のため、暫時休憩といたします。

（休憩）

市 長 （市長入室）

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
それでは、答申書を市長にお渡ししたいと思います。

（答申書を朗読し、市長に手渡す）

課 長            それでは、市長からお礼のあいさつを申し上げます。

市 長            改めまして、本日諮問致しました件につきまして、ただいま答申をいただきました。

                  諮問の内容をお認めいただき、お礼を申し上げます。冒頭で申し上げました通り、厳しい財政運営が続くと予想されますが、この答申に基づきまして、国民皆保険制度維持のため、持続可能な国民健康保険の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様さまにおかれましてはご協力を賜りますようお願い申し上げまして、お礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局            なお市長は、他の公務のため、退席をさせていただきます。

市 長            （市長退席）

議 長            続きまして、報告事項の（１）稲沢市国民健康保険における軽減判定基準の改正について事務局の説明を求めます。

                  （事務局説明）

議 長            事務局の説明が終わりました。  
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

議 長            それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

                  （「異議なし」の声あり）

議 長            続きまして、報告事項の（２）令和４年度国民健康保険の事業状況について及び（３）令和４年度保健事業の実施状況について事務局の説明を求めます。

                  （事務局説明）

議 長            事務局の説明が終わりました。  
御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

委員

被用者保険等を代表する委員として、一言意見を申し上げたいと思います。

今回、国民健康保険の事業状況ということで、こちらの方は最終確定ではないと伺っております、7月の段階で最終的な結果の方が出されるとお聞きしております。その中で被用者保険の代表という形でみなさんにお話しさせていただきたいのは、先ほども最後の方でお話がありました『いきいきいなざわ健康春フェスタ』というものが、5月13日に行われるということになっております。これは、市民の方々の健康作りのきっかけにさせていただき、血管年齢や筋肉量、体脂肪量などの健康チェックというのも行われると伺っております。これにつきましては広報の4月号、または回覧でご存じの方もいらっしゃると思います。私がなぜこの話を皆さんにお話しするかといいますと、働いている方々は各健康保険組合に加入しています。健康保険組合にはそれぞれ保険料を納めています。例えば稲沢市に住むAさんはユニーの方に勤めておりますと、ユニーグループ健康保険組合に保険料を払っています。その内の約3割から4割が前期高齢者支援金、そして後期高齢者支援金、これらに使われるということで保険料から一旦国に納めまして、国から各県・市の方に交付金として出てきます。稲沢市の国保の方々にもこのお金を使っただくことでこの財政が成り立っています。私共ユニーグループ健康保険組合は、本当は加入者だけのことだけやればよいとは思いますが、その30%から40%に相当する後期高齢者支援金や前期高齢者支援金は結局国の方々の健康状態が良くないとたくさん納めなければいけなくなる。こういう構図になっています。市民の皆さん一人一人の健康作りには、市だとか医師会や歯科医師会さん、そして薬剤師会さんそれぞれ関わっていただいていると思っておりますので、一日だけの開催ではありますが、健康フェスタに是非、足を運んでもらえるように、そしてちょっと気になることがあったらそれをきっかけにお医者さんにかかるなりしていただいで、早期発見早期治療をしていただけるようご協力いただきたいと思います。

特定健診や保健指導について、特定健診の方は受診率は高いという話ですが、特定保健指導についてはまだまだ必要な方が受けていないようです。特定健診・保健指導が市の方から案内があったら必ずみなさん受けましょう、ということをお客様からも伝えていただきたい。

それからあと、ガン検診。これは生活習慣病という風にも一部見られる所もありますが、ガン検診についても市の健康だよりに掲載さ

れているようです。是非、市民の皆さんには足を運んでもらって定期的な健康作りをしていただきたい。これにより、国保の運営も少しは楽になる可能性もありますので、改めて広く周知をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はございませんでしょうか。それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 次に移ります。その他について、事務局からお願いします。

事務局 その他で1件ご報告させていただきます。新型コロナウイルス感染症の位置づけについて、令和5年5月8日から5類感染症に位置付けることとなったことから、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関しては5月7日感染分まで、国保税の減免に関しましては令和4年度賦課分までを国の負担対象とすることとなりました。

国の財政措置がとられなくなったことから、稲沢市でも同様の措置とするため国民健康保険規則を改正し、令和5年3月24日に施行しました。

受付については、事情により提出が遅れる方も見えるかと思えますので、傷病手当金については最大来年度まで、税減免については、原則本年度中まで受け付けます。

税減免については、令和4年度に受け付けたものは8件で総額1,521,100円と令和2年度の76件14,443,300円、令和3年度の23件4,075,300円に比べてわずかになっております。

今回の改正での想定する対象者が令和4年度賦課分で令和5年4月以降に納期限が到来するもの、つまり3月中に国保の被保険者となられた方を主としているため、あっても1、2件を想定しています。

また、傷病手当金につきましては、令和2年度1件34,135円、令和3年度8件412,447円から令和4年度は大幅に増えて今年の4月支給分までで1,645,443円となっており、現在も申請の問い合わせが数件きておりますので、まだいくらかは申請があるかと考えております。

議 長 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いいたします。

委員 今のお話のことについては、次回詳しい報告があるということによろしいですか。

事務局 決算になりますので数字が変わったものになりますが、ほぼこれぐらいの数字で落ち着くかと思いますが、報告はさせていただきます。お願いいたします。

議長 他に質疑はございませんか。それでは、質疑を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

事務局 ありがとうございます。  
最後に、市民福祉部長から、お礼のことばを申し上げます。

部長 本日は慎重審議いただき誠にありがとうございました。今後6月議会に条例改正を提案してまいりたいと考えております。委員の皆様には、今後とも、国民健康保険事業の円滑な運営に対しましてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、会議終了にあたってのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長 これをもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 (午後2時10分)